



# 地域包括支援センター みよし

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが**住み慣れた地域で安心して**  
**その人らしい暮らし**ができるよう、支援を行う**総合相談機関**です。

福祉や介護、健康などに関する相談を受けたり、その人の身体の状態に適したアドバイスを  
行うなど、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー、ケアマネジャーなどがお互いに連携を  
とりながら「チーム」としてみなさんを支えています。



## 高齢者の権利を守ります

- 財産の管理に関すること
- 高齢者の虐待の早期発見や防止に関すること
- 権利擁護に関する制度の紹介や関係機関との連絡 など



## 高齢者が暮らしやすい地域づくりに取り組みます

- 地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制が構築できるよう、地域のケアマネジャーの支援及び地域のネットワークづくり
- 各専門機関や地域の方々との連携による生活支援 など

わたしたちはこんな仕事をしています

## 気軽に相談してください

- 高齢者やその家族のみなさんの生活・福祉・介護や健康に関する相談
- 必要なサービスや制度の紹介
- 認知症に関する相談 など

\*秘密は厳守します  
\*相談は無料です



## 介護予防ケアプランを作成し、自立した生活を支援します

- 健康づくり・介護予防の支援
- 生活機能が低下している方、要支援1・2と認定された方の自立に向けたケアプラン作成・サービス利用の支援 など



## 認知症サポーター養成講座

認知症は誰でもなる可能性のある脳の病気です。認知症を身近な病気であると感じてもらうとともに、もし自分や家族、近所の人や認知症になったらどのようにしたらよいかといった知識や心がまえを学ぶ講座です。

※認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族をあたたく見守る応援者です。



## 認知症カフェ(虹色サロン)に行ってみませんか?

認知症の人やその家族、地域の人、医療や介護に携わる人たちなど、どなたでも自由に参加でき気軽に交流や相談ができる集いの場です。



## 認知症かな? と思ったらご相談ください

「同じことを繰り返し聞く」、「持ち物を探すことが増えた」など、少しでも心配に思うことがあれば、ひとりで悩まずご相談ください。

来所相談時ご希望の方には、もの忘れの度合いが点数でわかるタッチパネルの利用もできます。

※タッチパネルは、認知症の早期発見を目的に開発されたもの忘れ相談システムです。

※来所相談を希望される方は事前に予約をお願いします。



## その他の相談支援機関

### 三次市障害者支援センター

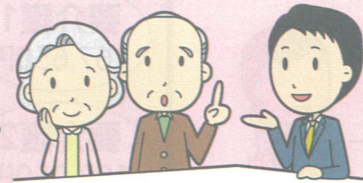
☎(0824)65-1131 Fax(0824)65-1132  
メールアドレス:support@p1.pionet.ne.jp

- 生活・福祉サービスの相談
- 社会参加のための支援
- 障害者団体やボランティアグループの支援
- 仲間づくり・交流などのサロン活動
- 専門機関との連携や紹介 など

### 三次市生活サポートセンター

☎(0824)65-1180 Fax(0824)65-1132  
メールアドレス:seikatsu-shien@p1.pionet.ne.jp

- 仕事(職探し・仕事への不安など)の相談
- お金(借金が返済できない・収入がないなど)の相談
- 生活の悩みなどの相談
- ひきこもりの相談 など



相談内容に応じて、専門の相談員等がお話をお伺いし、公共機関や各種専門機関と連携をとり相談・支援を行っています。一人で抱え込まないで、お気軽にご相談ください。

## 三次市 地域包括支援センター

〒728-0013 三次市十日市東三丁目14番1号 三次市福祉保健センター内  
メールアドレス:miyoshi-houkatsu@woody.ocn.ne.jp

☎(0824)65-1146

☎(0824)65-1144 Fax共通(0824)65-1132

ホームページ: <https://houkatsu-miyoshi.org/>

Face book 地域包括支援センターみよし

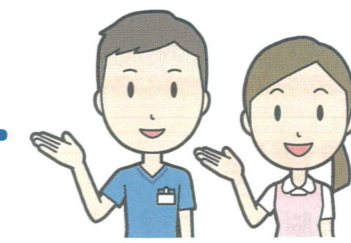
検索



ホームページ



Face book



# 介護認定申請から認定までの流れ

# 介護サービスの利用の仕方

### 申請

チェックリストに記入  
新規・更新・変更

調査

訪問調査  
主治医  
意見書

審査

コンピュータ判定  
介護認定審査会

通知

非該当  
認定

自立 (非該当)  
一般介護予防事業：ふれあいサロン、元気サロン

認定結果    サービス利用計画作成    利用できるサービス    利用限度額 (月額)    利用料 (自己負担額)    月額の利用料 (1割負担の場合)

**要支援1**  
日常生活上の基本動作は、ほぼ自分で可能であるが、要介護状態となることの予防に何らかの支援が必要な状態

**要支援2**  
日常生活動作を行う能力が要支援1の状態よりさらに低下し、何らかの支援が必要な状態

地域包括支援センターみよし

**介護予防サービス**

- 訪問サービス
  - 訪問リハビリテーション
  - 訪問看護
  - 訪問入浴
- 通所サービス
  - 通所リハビリテーション [デイケア]
- 居宅での生活支援
  - 福祉用具レンタル
  - 福祉用具購入
  - 住宅改修
  - ショートステイ

特定施設入居者生活介護

地域密着型サービス ※

- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護“グループホーム” (要支援2以上)

**総合事業**

訪問型サービス

- 介護事業所による
- 住民主体による

通所型サービス

- 介護事業所による
- 住民主体による

要支援1  
50,320円

要支援2  
105,310円

費用の1割〜3割

**訪問型サービス [ホームヘルプ]**

介護事業所による場合

- 要支援1・2
  - 週1回程度利用 1か月あたり 1,176円
  - 週2回程度利用 1か月あたり 2,349円
- 要支援2
  - 週2回を超える利用 1か月あたり 3,727円

住民主体による場合 (研修を受けた地域のボランティアが担当)

- 要支援1・2
  - 週1回まで利用 1回あたり1時間 100円

**通所型サービス [デイサービス]**

介護事業所による場合

- 要支援1 1か月あたり 1,672円
- 要支援2 1か月あたり 3,428円 (加算がつくことあり)

**通所リハビリテーション [デイケア]**

- 要支援1 1か月あたり 2,053円
- 要支援2 1か月あたり 3,999円 (加算がつくことあり)

その他のサービス利用料はケアマネジャーにお問い合わせください。

要介護1

要介護2

要介護3

要介護4

要介護5

居宅介護支援事業所

**介護サービス**

- 訪問サービス
- 通所サービス
- 居宅での生活支援

地域密着型サービス ※

特定施設入居者生活介護

施設サービス

- 介護老人福祉施設 (要介護3以上)
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 介護療養型医療施設

要介護1  
167,650円

要介護2  
197,050円

要介護3  
270,480円

要介護4  
309,380円

要介護5  
362,170円

費用の1割〜3割

**食費・居住費 (滞在費) の基準費用額 [1日あたり]**

食費		1,445円
居住費 (滞在費)	ユニット型 個室	2,006円
	ユニット型 個室的多床室	1,668円
	従来型個室	1,668円 (1,171円)
	多床室	377円 (855円)

※ 地域密着型サービスは原則として、事業所が所在する市町村に住民票がある方のみ利用できます。

(注) 従来型個室および多床室の ( ) 内は、特別養護老人ホームの居住費および短期入所生活介護の滞在費